

YAMATO Hotel&Residence 会員規則

この会員規則(以下「本規則」といいます。)は、YAMATO Hotel&Residence 株式会社(以下「運営者」といいます。)が提供する「YAMATO Hotel&Residence」の名称で提供する全てのサービス(以下「本サービス」といい、本サービスに関する契約を「本契約」といいます。)を会員が利用する際の条件を定めるものです。会員は、本サービスを利用する前に、本規則をよくお読みください。

第1章 名称ならびに所在地

第1条(名称)

本サービスを提供する施設を「YAMATO Hotel&Residence」(以下「本施設」といいます。)と称します。

第2章 目的および経営主体と組織

第2条(目的)

本サービスでは、YAMATO Hotel&Residence 事業の MODEL となる本施設を会員に提供することを目的とします。

第3条(経営主体と組織)

本施設およびこれに付帯する一切のものは、運営者が所有し、経営、組織運営を行います。

第3章 会員規則と諸規定

第4条(会員規則)

第1項

運営者は、本施設のすべての会員が本施設を利用し、または入会希望者が入会する上で守るべき規則として、本規則に加え、会員細則その他の個別規定や追加規定等(以下「諸規定」といいます。)を定めることができるものとします。

第2項

運営者は、諸規定を定めたときは、別途書面により提示し、電子メールまたは運営者のウェブサイトにより掲載するものとし、これらが提示または掲載された時点で本規則の一部を構成するものとします。

第3項

本規則と諸規定の内容が整合しない場合には、別途定めがない限り、当該諸規定が優先されるものとします。

第4項

運営者は、以下の場合で、かつ運営者が必要と判断した場合には、本規則または諸規定の内容を変更することができるものとします。

1. 本規則または諸規定の変更が、会員の一般の利益に適合する場合
2. 本規則または諸規定の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

第5項

運営者は、前項による本規則または諸規定の変更にあたり、変更後の本規則または諸規定の効力発生日の 2 週間前までに、本規則または諸規定を変更する旨、変更後の本規則または諸規定の内容およびその効力発生日を、運営者のウェブサイトへ掲載する方法、個別に電子メールを送信する方法その他運営者が適切と考える方法で会員に通知します。

第6項

会員は、変更後の本規則または諸規定に同意しない場合には、直ちに本サービスの利用を停止するものとします。本規則または諸規定の変更後、本サービスの利用を開始した場合には、当該会員は変更後の規則に同意したものとみなします。

第 4 章 会員

第 5 条(会員資格)

第 1 項

会員の入会に関する審査は、入会希望者の資質、社会的な評価ならびに経済面での安定性等がその対象となり、個人あるいは第3項②に定める指名会員の場合はその人柄、法人の場合は社風等がそれに加わります。入会の申込みに運営者がその最終承認を行います。その認否を決定する際は会員としての本施設に対する継続的貢献に関する将来性とその可能性が考慮されます。

第2項

会員の種別は下記の通りとします。

- ① 個人会員
- ② 法人会員

第3項

前項の各会員の種別は次の定義をもって定めます。

① 個人会員

個人会員は、年齢満 20 歳以上の個人を対象とし、当該個人が会員資格を有します。個人会員には、本規則および諸規定の定めるところにより、本施設を利用する権利があります。

② 法人会員

法人会員は、法人を対象とし、当該法人がその会員資格を有します。法人会員には、その法人に所属する年齢満 20 歳以上の個人 1 名を指名会員(以下「指名会員」といいます。)として指名していただきます。指名会員には、本規則および諸規定の定めるところにより、本施設を利用する権利があります。

第4項

運営者は、上記以外の会員の種別を設けることができます。また、現在および将来の会員の種別およびその内容ならびに条件を決定することができるものとします。

第 6 条(会員資格承認申請と入会手続)

第 1 項

入会希望者は、諸規定に定められた手続きに従い、入会審査を受けなければなりません。

第 2 項

運営者は、入会申請者の入会を承認し、または入会を不承認とすることができます。また、以下の者は入会を拒絶することがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。

1. 申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
2. 本規則に違反したことがある者からの申請である場合
3. 暴力団その他反社会的勢力もしくはその関係者でないと認められまたは疑いがある場合
4. その他、運営者が利用登録を相当でないと判断した場合

第 3 項

入会申請者は、運営者の最終承認を得た後、諸規定に定められた入会金および年会費その他の費用を支払うことが必要となります。

第 4 項

前項に基づき、入会に必要な一切のご入金がなされたことを運営者にて確認し、諸規定に定める入会に関わる書類一式を受領した時点で、正式に入会したものと認めます。以降は会員として本施設の利用およびすべての権利を享受いただけます。

第 7 条(会員の権利と義務)

第 1 項

会員(法人会員の場合は指名会員)は、本規則および諸規定に従って本施設および付随するサービスを利用することができます。

第 2 項

会員資格は、会員に対して本施設および付随するサービスの利用権を設定するだけであり、本施設そ

の他の有形無形の財産に対し、いかなる権利も設定するものではありません。

第3項

会員は、本施設の健全な発展に貢献する義務を負います。

第4項

会員は、諸規定に従って運営者の定めた年会費を納付する義務を負います。

第5項

会員は、本規則および諸規定を遵守する義務を負います。

第8条(ゲスト)

会員は本施設にゲストを同伴することができますが、会員は、ゲストをして本規則および諸規定に従わせる義務を負います。また、会員はそのゲストの本施設の利用に伴うすべての行為、および債務について連帯して当該ゲスト共に責任を負うこととします。なお、第17条または第18条に基づいて会員資格を停止あるいは喪失した方はゲストとして本施設を利用することはできません。

第9条(指名会員の変更)

第1項

法人会員は、諸規定に定める承認手続きを経て運営者に一定の指名変更手数料(入会金×15%)を支払うことにより、いつでも指名会員を変更することができます。

第2項

法人会員の指名した指名会員が、運営者が行う審査によって承認されなかった場合は、その法人は新たに指名を行うことができます。

第3項

法人会員は自己の指名会員の一切の行為に連帯して責任を負うものとし、指名会員が法人に属さなくなったときでも、指名を解除しない間は同様とします。また、法人が上記の指名変更の手続中に発生する年会費の支払いを含む一切の会員としての責務は、当該法人が自己の責任のもとに責務を履行する義務があります。

第5章 会員の債務および責務

第10条(年会費)

第1項

運営者は、年会費の額およびその支払方法時期を決定し、または変更できるものとし、その場合の会

員に対する通知は運営者の定める方法によります。

第2項

個人・法人会員は、前項に従って運営者が定める年会費を、運営者が発行する請求書に基づいて所定の期日までに支払う義務を負います。

第3項

法人会員は、その法人が指名した個人が運営者によって承認されなかった場合でも、また何らかの理由で指名会員が指名されていない期間が生じた場合でも、運営者が定める年会費を諸規定に従い一括前払いにて全額支払う義務を負い、返還されないものとしします。また、指名会員が法人会員に属さなくなった場合も同様としします。

第4項

会員は、年会費の支払い債務を、運営者が会員に対して負担する債務と相殺することはできません。他方で、運営者は、会員に対して有する債権と債務をいつでも相殺できるものとしします。

第5項

納付された年会費は、本契約が契約期間の途中で終了した場合、または除名された場合を含め、いかなる場合も返還されません。

第11条(利用料金の支払い)

第1項

運営者は、入会金および年会費以外に、本サービスの設備または付属サービスを有料で提供することがあり、当該サービスを会員が利用した場合には、会員は運営者の定める利用料金を運営者に対して支払わなければなりません。

第2項

利用料金は、利用の際に運営者の定める方法により支払うものとしします。

第3項

会員が利用料金の支払を遅滞した場合には、会員は年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとしします。

第12条(本規則または諸規定違反により生じる債務)

会員は、会員本人またはゲストが本規則または諸規定に違反したことによって、またはこれに関連して、他会員または本施設もしくは運営者に対し損失、損害、費用または経費を生ぜしめた場合、連帯して

補償および賠償の義務を負います。運営者は、当該会員に対して、損害の賠償を請求でき、その場合、当該会員はその損害を全て直ちに賠償するものとします。

第6章 ポイント

第13条(ポイントの取得および使用)

第1項

会員は、運営者に対して入会費を支払うことにより、または運営者の定める別途の利用料金を支払うことにより、運営者の指定するポイント(以下「本ポイント」といいます。)を取得することができます。

第2項

会員は、前項に基づいて付与される本ポイントを使用することにより、本施設を利用することができます。本施設の利用に必要なポイント数は運営者が別途定めるものとします。

第14条(ポイントの取扱い)

第1項

本ポイントの有効期限は、当該本ポイントが付与された日から1年間とします。

第2項

会員は、本ポイントを他の会員に譲渡することができません。

第3項

会員は、本ポイントの有効期限が満了する場合や本契約の途中で退会した場合等、いかなる場合も、運営者に対して本ポイントの買取りを求めることができず、本ポイントに相当する金員は返還されないものとします。

第7章 会員資格の譲渡

第15条(譲渡)

会員資格は譲渡できません。

第8章 諸手続き

第16条(会員からの退会)

第1項

会員は、1ヶ月以上前に通知することにより、諸規定に従い、いつでも退会申請ができます。運営者は、会員が年会費その他運営者に対する債務を完済した時点で退会申請を受理し、必要事項を確認の上、退会受理書へ署名した時点をもってその会員が退会した日付として処理します。

第2項

以下に該当する場合は、該当する会員は退会するものとみなされます。

1. 会員が死亡した場合
2. 本施設が閉鎖となった場合

第3項

会員は、退会したときは会員としての一切の権利を失い、本施設の利用はできなくなります。

第8章 会員の戒告、資格停止および除名処分

第17条(戒告および会員資格停止処分)

第1項

運営者は、会員が以下の事由のいずれかに該当すると判断する場合、その裁量により、戒告または期限を定めることなく、当該会員の会員資格を停止することができます。

1. 本規則もしくは諸規定に違反したときまたはその疑いがあるとき
2. 罪を犯し、またはその嫌疑を受け社会的信用を失った場合
3. 破産もしくは民事再生の申立、手形不渡り等により経済的信用を失った場合
4. 他の会員または運営者に迷惑をかけた場合
5. 会員、施設または運営者の名誉および信用を傷つけ、または秩序を乱した場合
6. 住所変更の届出を怠る等、会員の責めに帰すべき事由によって会員の所在が不明になった場合
7. 援助交際、その他法令等(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律を含みますが、これに限りません。)に違反する目的で本施設を利用した場合
8. 運営者からの問合せ等の回答を求める連絡に対して30日間以上応答しない場合
9. 反社会的勢力またはその関係者であると疑われる場合
10. 前各号の他、会員としての品位を損なうと認められる行為があった場合

第2項

会員資格停止期間中は、本施設の利用は一切できません。

第3項

本条第1項の場合、運営者に登録された住所宛に郵便にて戒告通知書または会員資格停止通知書を会員に送ることにより、戒告処分または会員資格停止にすることができることとします。会員は当該処分に対して異議を述べることができないものとします。

第4項

運営者は、その裁量により適宜その会員資格停止を解除することができます。その場合、運営者は、当該会員宛てに会員資格停止処分の解除の通知を行うこととします。

第5項

法人会員は、その指名会員が第1項により会員資格停止処分を受けた場合、指名会員を変更することができます。ただし、運営者が指名会員とともに法人会員としても資格停止処分を受けた場合、または法人会員の代表者が資格停止処分を受けた場合はこの限りではありません。

第18条(会員の除名処分)

第1項

運営者は、前条第1項各号のいずれかに該当すると判断する場合で、悪質と運営者が判断する場合、その裁量により、何ら理由を示すことなく、当該会員を会員から除名することができます。

第2項

前項の場合、運営者に登録された住所またはメールアドレス宛てに除名通知書を会員に送ることにより、除名することができることとします。会員は当該処分に対して異議を述べることができないものとします。

第3項

会員から除名された会員は、本施設を利用する権利を直ちに喪失し、以降は会員としてのいかなる権利、特典も失います。

第4項

法人会員は、その指名会員が第1項により除名された場合でも、法人会員としての資格は失うものではありません。ただし、運営者が指名会員とともに法人会員としても除名された場合、または法人会員の代表者が除名された場合はこの限りではありません。

第9章 免責

第19条(免責)

第1項

会員およびゲストは、自己の責任および費用において本施設に入り利用するものとし、本施設に滞在している間、または本施設外において運営者主催の活動に参加している間、その身体または財産にいかなる損害が生じた場合も、かかる損害が運営者の故意または重過失に基づく場合を除き、運営者は、その損害に関し、一切の責任を負わないものとします。

第2項

運営者は、本施設において発生した会員およびゲスト同士の事故その他トラブルの一切について、運営者に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第3項

前各項により運営者が損害賠償責任を負う場合も、運営者は、会員に生じた損害のうち特別な事情から生じた損害(運営者または会員が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。)および間接損害について一切の責任を負いません。また、損害の賠償は、会員から当該損害が発生する前1年以内に実際に受領した年会費の額を上限とします。

第10章 雑則

第20条(総責任者)

運営者の該当事業本部長を本規則に定める事項を執行する総責任者とします。

第21条(通知)

第1項

会員は、本規則および諸規定に基づくすべての通知、請求書その他の連絡の必要上、送付先としての住所を運営者に登録し、登録した住所の変更等がある場合は、諸規定に従って直ちに運営者に通知するものとします。

第2項

会員に送られるすべての通知および請求書その他の文書は、登録された住所宛てに送付されるものとします。ただし、通知に関しては、運営者は運営者が開設するホームページ上において通知すべき内容を掲載することにより、これに代えることができるものとします。

第3項

会員が登録情報の修正または変更を怠ったことにより、運営者からの通知が不到達となった場合、当該通知は、通常到達すべき時に到達したとみなされるものとします。

第22条(営業日ならびに営業時間)

本施設の営業日ならびに営業時間は、運営者の裁量に基づき変更できるものとし、変更のある場合は、運営者より会員に通知いたします。

第23条(個人情報の取扱い)

第1項

運営者は、本サービスに伴って取得する個人情報については、別途運営者の定めるプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱うものとします。

第2項

運営者は、会員が運営者に提供した登録情報を、運営者の裁量で、本サービスの提供および運用、サービス内容の改良および向上、本サービスの利用状況の把握等の目的のために利用し、または個人を特定できない形での統計的な情報として、企業に対する提案またはコンサルティング、新サービスの開発その他の目的のために利用することができるものとします。

第 24 条(秘密保持)

第1項

会員は、運営者の事前の書面または電子メールによる承諾がある場合を除き、本サービスおよび本サービスに関連して運営者が開示または提供した情報(以下「秘密情報」といいます。)を秘密に取り扱い、第三者に開示または提供しないものとします。ただし、運営者の同意を得た場合、または法令により第三者への開示または提供を強制され、必要最小限度の範囲で開示または提供する場合を除きます。

第2項

前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。

1. 開示もしくは提供の時点で既に公知のもの、または開示もしくは提供後秘密情報を受領した会員の責によらずして公知となったもの
2. 会員が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
3. 開示または提供の時点で会員が既に保有しているもの

第3項

法人会員は、運営者から開示または提供された秘密情報の秘密を保持し、本サービスを利用するために知る必要のある、自己の役員および従業員以外に開示または提供してはならないものとします。

第4項

会員は、運営者から求められた場合または運営者との契約が終了した場合には、速やかに、運営者の指示に従い、前項の秘密情報および当該情報を記載または記録した書面その他の記録媒体物並びにそのすべての複製物等を返却または廃棄しなければなりません。

第 25 条(反社会的勢力の排除)

会員(会員の役員、業務を執行する従業員およびこれらに準ずるものを含みます。)が次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、運営者は、会員に対し何ら催告を必要とすることなく、本規則に基づく契約を解除し、これにより生じた損害の賠償を請求することができます。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団

関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、暴力団関係企業の関係者その他公益に反する行為を為す者(以下「反社会的勢力」といいます。)であることが判明した場合

2. 反社会的勢力を利用する等していることが判明した場合
3. 本契約の履行に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いたとき、または風説の流布、偽計もしくは威力の行使により運営者の信頼を毀損し、もしくは運営者の業務を妨害した場合

第 26 条(権利義務の譲渡の禁止等)

第1項

会員は、運営者の書面による事前の承諾なく、本規則に関する契約上の地位または本規則に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第2項

運営者が本サービスにかかる事業の全部または一部を他社に譲渡等する場合、運営者は、当該事業譲渡等に伴い本契約上の地位、権利および義務ならびに登録情報を当該事業譲渡等の譲受人に譲渡できるものとし、会員は、かかる譲渡等につき本条において予め同意したものとみなします。本条にいう事業譲渡等には、運営者が消滅会社または分割会社となる合併または会社分割等による包括承継を含むものとします。

第 27 条(分離可能性)

第1項

本規則のいずれかの条項またはその一部が無効または執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規則の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとします。運営者および会員は、当該無効もしくは執行不能とされた条項または部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本規則に拘束されることに同意するものとします。

第2項

本規則のいずれかの条項またはその一部が、ある会員との関係で無効または執行不能と判断された場合であっても、他の会員との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第 28 条(準拠法・裁判管轄)

第1項

本規則の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

第2項

本サービスに関して紛争が生じた場合には、運営者の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

発効日：2021年7月1日